

入札説明書

この入札説明書は、公益財団法人福島イノベーション・コスト構想推進機構（以下「機構」という。）が発注する、東日本大震災・原子力災害伝承館「風評の払拭」コーナー改修業務の委託契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、本件入札に参加を希望する者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

公益財団法人福島イノベーション・コスト構想推進機構 理事長 斎藤 保

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、業務の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、参加資格制限期間中の者は、契約に係る業務の全部又は主要な一部の下請けとなることは認められていない。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、入札公告2に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）（以下「確認申請書」という。）を下記5に示す場所に提出し入札に参加する者に必要な資格の確認申請をすること。

また、審査確認の結果については、おって条件付一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により通知するものとする。

(2) 提出期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者、又は入札参加資格がないと認められた者は入札に参加することができない。

(3) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

5 入札書等の提出期限等

(1) 確認申請書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限 令和8年1月15日（木）17時

イ 提出場所 〒979-1401 福島県双葉郡双葉町大字中野字高田39

※なお、申請書類は郵送可能とする（提出期限必着）。

東日本大震災・原子力災害伝承館

電話 0240-23-4402

(2) 入札書及びその添付書類の提出期限・開札の日時及び場所

- ア 入札日時 令和8年1月21日（水） 14時00分
- イ 入札場所 東日本大震災・原子力災害伝承館内
〒979-1401 福島県双葉郡双葉町大字中野字高田 39
- ウ 開札日時・場所 開札は入札終了後に入札会場で行うものとする。

6 入札書の提出方法

- (1) 指定の入札書（様式3）に必要とする事項を記載し、上記5（2）で指定する日時及び場所へ提出すること。
- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。
 - ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）の写し
 - イ 委任状（様式4）※代理人が出席し、入札する場合
 - ウ 入札保証金を納付したことの確認ができる書類（入札者で入札保証金を納付する場合。）
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
 - ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記入すること。）をすること。
 - ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職と氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記入すること。）をすること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、機構が指定する銀行口座への振込で納めるものとする。なお、振込手数料は入札者負担とする。
- (3) 入札保証金の納付は、入札日の前日までに行うこととし、事前に下記18に示す機構担当部署の指示を受けるものとする。
- (4) 下記ア又はイに該当し、入札保証金の免除を希望する者は、前記5（1）に掲げる期日までに、入札保証金納付免除申請書（様式5）と、入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）又は実績調書（様式6）を提出すること。
 - ア 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に機構を被保険者とする入札保証保

険契約を締結したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む。）、その他地方公共団体又は機構と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(5) 入札保証金は、落札者が決定した後に返還する。ただし、落札者の納付に係るものは契約書の取り交わし後に返還する。なお、振込手数料は入札者の負担とする。

(6) 落札者の入金に係る入札保証金は、前記7(5)にかかわらず、落札者の申出によりこれを契約保証金に充てることができる。

(7) 落札者の納付に係る入札保証金は、落札者が契約書の取り交わしをしないときは機構に帰属させるものとする。

8 入札方法及び開札等

(1) 入札及び開札は、前記5で指定する日時及び場所で行う。

(2) 入札に先立ち、入札者は前記6(2)で指定する書類の確認を受けるものとする。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、本入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

(4) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、再度入札について棄権したものとする。

(5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り直ちにその場で再度入札に付すことができるものとする。

9 入札者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、提出した関係書類に関し、機構理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

(1) 入札者は、入札説明書、契約書、仕様書等を熟知し、暴力団の排除に関する誓約事項（別記1）を承諾のうえ入札しなければならない。

(2) 入札は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、下記（3）に掲げる代理人をして入札させるときは、この限りではない。

(3) 入札者は、代理人に入札させるときは、その委任状（様式4）を持参させ、確認を受けなければならない。

(4) 入札者又はその代理人は、本入札に際し、他の入札者の代理をすることができない。

(5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることはできない。

- ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることができる。
- (7) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めことがある。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者が行った入札
- (4) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者が行った入札
- (6) 鉛筆書きによる入札
- (7) 記名、押印を欠く入札
- (8) 金額を訂正した入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (10) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (11) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者

にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、随意契約をすることができる。この場合の協議は、有効な入札を行った者のうち最も安価な入札を行った者から安価な順に行う。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、機構が指定する銀行口座への振込で納めるものとする。なお、振込手数料等は落札者の負担とする。
- (3) 契約保証金の納付は、落札決定日から契約書を取り交わす前日までに行うこととし、事前に下記 18 に示す機構担当部署の指示を受けるものとする。
- (4) 下記ア又はイに該当し、契約保証金の免除を希望する者は、落札決定日から 5 日以内に契約保証金納付免除申請書（様式 7）と履行保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）又は実績調書（様式 6）を提出すること。なお、資料作成等に要する費用は落札者の負担とし、受領した書類は返却しない。
ア 落札者が保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
イ 落札者が過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む。）、その他の地方公共団体又は機構と、その種類及び規模をほぼ同じにする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ契約締結をしないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 契約保証金は、契約の相手方が契約履行後に返還する。なお、振込手数料は契約の相手方負担とする。
- (6) 契約保証金は、契約相手方が契約上の義務を履行しないときは機構に帰属させるものとする。

15 契約書等の作成

- (1) 委託契約書を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、両社が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

16 契約条項

契約条項は、別紙「委託契約書（案）」による。

17 その他

- (1) 上記3の提出書類を機構へ提出後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 天災等やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止するものとする。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。
- (3) 入札から落札者の決定までの間に入札者が上記3の入札参加資格の要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが明らかとなった場合には当該入札者を落札者としない。
- (4) 本件入札に対する質問がある場合は、条件付一般競争入札に関する質問書（様式8）を、令和8年1月7日（水）17時までに持参、又は電子メールにより下記18に示す担当部署に提出すること。

機構は、令和8年1月9日（金）までに伝承館ホームページに掲載する方法により回答する。

18 当該契約に関する事務担当

〒979-1401 福島県双葉郡双葉町大字中野字高田39

公益財団法人 福島イノベーション・コースト推進機構

東日本大震災・原子力災害伝承館 事業課 安藤

電話 0240-23-4402

電子メール k.ando@fipo.or.jp

別記 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的、若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。